

第5章. 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物および景観重要樹木は、良好な景観の形成を図るために地域のランドマーク景観上重要な建造物、樹木を指定するものです。指定により、現状変更などに対する制限が可能になるとともに、所有者などの適正な管理義務、景観行政団体および景観整備機構と所有者が提携する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。

景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針は次の通りです。

1. 景観重要建造物(建築物、工作物)

市民に愛され親しまれている建造物などにおいて、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観形成上重要な建造物として、所有者の同意を得たうえで指定します。

これにより、歴史的建造物が持つ魅力や共感を地域のまちづくりに向けた貴重な資源として積極的に活用していきます。

【景観重要建造物の指定の方針】

- 地域の歴史・文化、暮らしを感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの。
- 優れたデザインをもち、ランドマークやアイストップになるなど周辺景観の核となり、地域の景観上の特性を醸し出すもの。
- 地域のシンボリックな存在であり、地域住民に親しまれているもの。

2. 景観重要樹木

道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として、所有者の同意を得たうえで指定します。

【景観重要樹木の指定の方針】

- 地域の歴史・文化、暮らしを感じさせるもの。
- その樹容(規模、樹形等)から地域のランドマークやアイストップになっているもの。
- 地域のシンボリックな存在であり、地域住民に親しまれているもの。

第6章. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、良好な景観形成に対する効果が高い重要な要素であることから、その表示または掲出物件の設置に関する事項を定めます。

景観計画区域内の屋外広告物については、歴史・文化・暮らしなどの景観との調和や建築物との一体性が確保されるよう、次の方針および行為の制限を定めます。

【屋外広告物に関する方針】

- 建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、その建築物や周辺の景観との調和に配慮します。
- デザイン、色彩、素材等を工夫し、地域特性を反映した統一性ある景観形成に配慮します。
- ネオンサインを設置する場合は、夜間の明るさに配慮するとともに昼間の景観にも配慮した形態意匠とします。
- 屋外広告物デザイン指針等を設け、意匠および大きさ等の基準を設定し、統一化を図ります。

【屋外広告物の行為の制限】

- 景観計画重点区域において屋外広告物を誘導する場合は、美濃市屋外広告物条例(仮称)による「誘導地域」を設けます。

第7章. 景観重要公共施設の整備および良好な景観の形成に関する事項

良好な景観形成を進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要です。公共施設（道路、河川、公園など）のうち、美濃市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設について、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備に努めます。

景観重要公共施設の整備および良好な景観の形成に関する方針は次の通りです

①景観重要公共施設の整備に関する方針

【景観重要河川】

景観計画重点区域に限り、景観上重要な河川を景観重要公共施設として位置づけ、整備を行う際には次の事項に取り組むものとします。

【景観重要河川の整備に関する方針】

- 河川沿いの潤いある眺望景観を保全、育成するため、河川敷の緑地の保全、川岸等の親水化、堤防の緑化などの整備により水と緑の軸線としての景観形成を図ります。
- 河川の橋梁や、川沿いの各種施設と一体的な景観形成に配慮し、丸石積の護岸などの自然素材を活用した整備などによる良好な眺望景観の形成を図ります。
- 素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用は避け、周辺との景観に配慮します。

②景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの

景観計画誘導区域の川湊地区が景観計画重点区域に移行した場合、長良川を景観重要公共施設（景観重要河川）として位置づけます。川湊灯台から良好な眺めを保全・育成するため、整備を行う際には前述の景観重要河川の方針に従い、工作物などを設置する場合は次の事項に配慮します。

【景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの】

- 工作物（県・市が設置又は管理する橋梁を除く）の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度6を越える色彩を使用しないこととします。

■ 景観重要河川の区域



第8章. 景観まちづくりの取組み

①市民・事業者などの自主的な景観まちづくり ～創りあげる景観～

古い町並みや神社などの保全の町内会活動、カタクリの花やホタルなどの自然環境の保全活動、花壇づくりなどの美化・啓発活動などこれまで各地域で自主的な景観に関する取組みがされています。

このように、市民の自主的な美化活動や花壇づくりなどは市民の目に身近な景観として、また訪れる人にも美しい景観づくりに取り組むまちというイメージを与えます。このような市民の自主的な景観づくりを「創りあげる景観」と称して奨励し育てていきます。

今後とも、市民、行政、事業者などとの協働のもとで、休耕地や道路などの法面などを有効に利用して、季節の花を植えるなどの新しい景観を創出していく、市民主体の景観まちづくりを奨励し、支援していきます。



花壇づくり

【景観まちづくり推進の方針】

- 身近な緑化や花づくり、美化・清掃活動等の参加を推進します。
- 休耕地や道路などの法面を有効に利用して、市民・NPO・事業者等との協働で、季節の花を植えることにより、新たな景観を創出し、美濃市らしい花のある景観をつくります。
- 地域の自然や歴史などの景観資源を知る景観教育、体験等の実施に努め、景観保全の意識の向上を図ります。
- 地域の優れた景観は、その景観資源の伝承や由来などから名前をつけ、地域で愛着をもって育てていく景観をつくります。
- 市民などから景観に関する意見を収集し、景観づくりに活かすことに努めます。

■美濃市における景観まちづくり活動の実例

○ちんちん電車遊歩道の清掃・維持管理



地元住民により管理されている
ちんちん電車遊歩道

○カタクリの花、ホタルの保全



地元住民により管理されている
カタクリの花

②景観まちづくりの支援

景観計画を実行性のあるものとするとともに、市民や事業者の参画のしくみをつくりあげていくため、景観まちづくりの技術的な支援を実施し、市民の景観意識の向上に努めます。

■啓発活動、広報、シンポジウム等

○景観まちづくり活動の啓発と広報

景観計画に基づいた良好な景観まちづくりへの理解と関心を高めるために、景観に関するホームページや広報誌等を利用した啓発と広報に努めます。

○景観まちづくりシンポジウム、講演会等の開催

市民、NPO 法人等によるシンポジウム、講演会、若年層を対象としたセミナーの開催等の市民主体の啓発活動を促進します。

○景観まちづくり実施場所をめぐるウォークラリー等の実施

「創りあげる景観」を巡り、地域の景観として定着した景観を市民自らが評価し合う「景観まちづくりウォークラリー」などを実施し、人の目に触れることでの活動意欲の向上を図ります。

○景観まちづくりの表彰

優れた景観まちづくりを実施した個人や団体には表彰を行い、広く市民に功績等を知らせることにより、市民の景観まちづくり意識の高揚を図ります。

■市民活動の支援

○市民と行政の協働による景観まちづくりの支援

地域の景観まちづくりの活動において、景観に関する出前講座等の支援を行い、市民と行政の協働による景観まちづくりの推進を図ります。

○アドバイザー派遣等による技術的な支援

アドバイザー派遣等および計画書作成支援により、市民の主体的な活動の支援を行います。

③景観計画重点区域への指定の流れ

景観計画誘導区域や、土地所有者等により良好な景観形成を行うための地区については、景観計画重点区域へ移行することができます。その指定の流れは次の通りです。

